

平成 24 年（ワ）第 328 号、平成 25 年（ワ）第 59 号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外 1 2 4 名

被告 北陸電力株式会社

証拠説明書 (7)

(第 3 準備書面に関して)

平成 25 年 8 月 2 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B-1	国会事故調報告書	写	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	H24.9.30	④	① 第 3 準備書面 1 項関係 北陸電力につき、概要以下の記載があること。 「東電は、わが国最大、世界的規模の電力会社である。しかし北陸電力の場合、「表（略）」に記載の規模で経営されているが、本事故の経験から、原子炉事故を收拾するために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり、現行の原子力損害賠償制度においては、これを補完する実効的な手立ても未確立であることは明らか。 したがって、（略）原子炉事故を起こしてしまった場合には、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験することになり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的である」（報告書 189 頁）
					④	② 第 3 準備書面 1 項関係 電力会社と規制当局の関係について、本書証に概

					<p>要以下の記載があること。</p> <p>「【事業者】</p> <p>東電は、電事連等を介して規制を骨抜きにする試みが続けてきた。- 略 - 東電は、シビアアクシデントによって、周辺住民の健康等に被害を与えること自体をリスクとして捉えるのではなく、シビアアクシデント対策を立てるに当たって、既設炉を停止したり、訴訟上不利になったりすることを経営上のリスクとして捉えていた。」</p> <p>「【規制当局】</p> <p>規制当局は原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。」</p> <p>「【法規制】</p> <p>日本の原子力法規制の改定は、実際に発生した事故のみを踏まえた、対症療法的対応が重ねられ、諸外国における事故や安全への取り組み等を真摯に受け止めて法規制を見直す姿勢に欠けていた。結果、予測可能なリスクであっても、対策が講じられず、常に想定外のリスクにさらされることとなった。</p> <p>また、原子力法規制は原子力利用の促進が第一義的な目的とされ、国民の生命・身体の安全が第一とはされてこなかった。」（以上、報告書 17～18 頁）</p>
				④	<p>③ 第3準備書面1項関係</p> <p>本書証に、事業者と規制側の問題として概要以下の記載があること。</p> <p>「今回の事故の原因のうち地震及び津波対策の未実施、シビアアクシデント（SA）対策の不備については、電事連がその責任の一端を負っており、電事連は電気事業者の連合体であり、その意味で電気事業者の責任も問われるべきである。</p>

					<p>電気事業者は耐震安全性の評価に係るバックフィット、SA 対策等の規制強化につながる動きをかたくなに拒み続けてきた結果、日本では必要な規制の導入が進まず、5 層の深層防護の思想を満たさない点で世界標準から後れを取っていた。規制等の検討過程の実態は、必要な規制を策定するための健全なプロセスではなく、規制側も事業者側も「既設の炉を停止しない」条件を大前提に、落としどころを探り合うというものであった。</p> <p>規制側と事業者側は、既設炉の停止を避けるため、利害が一致するところで、「原発は安全がもともと確保されている」という大前提を堅持し、既設炉の安全性、過去の規制の正当性を否定するような意見が回避、緩和、先送りできるように、主に電事連を通じて、学界及び規制当局など各方面への働きかけを行ってきた。」（以上、報告書 41～42 頁）</p>
B101	新聞記事	写	産経新聞	H23.9.28	④ 第3準備書面2項関係 <p>日本原子力学会副会長の沢田隆が、「原子カムラ」と呼ばれる独特のコミュニティーについて、「専門家や技術者の経歴をたどると、限られた大学に集約される。数が少ないため、原子力を知る人材を産学官で使い回すしかなく、どこかで顔見知りになる」と解説していること。</p>
B102	新聞記事	写	毎日新聞 北村俊郎	H24.1.22	④ ① 第3準備書面2項関係 <p>原子力を学ぶことができる大学は一部の国立大と私学に限られ、1 学年も 20 人足らずと少ないこと。</p> <p>東大で原子力を専攻した卒業生は、大学に残って研究者となるか、監督官庁や国の研究機関に進むか、電力会社やプラントメーカーに幹部候補生として採用され、卒業後も指導教授を中心に産官学を超えて同窓の関係を続ける。他大学でも同様の構図があり、この人らが「原子カムラ」上層部を占めていること。</p>

					④ ② 第3準備書面3項関係 原子カムラの学者は「夢のエネルギーを実現したい」というロマンを原動力としていることで、それが「唯我独尊」「失敗を認めたくない」という思考につながり、外部の批判は無視し、内部の異論を排除するようになったこと。
B103	新聞記事	写	北陸中日新聞	H23.5.30	④ ① 第3準備書面2項関係 東京大学工学部原子力工学科が発行した「貳拾年の回顧と展望」（1980年）に記された、1～17期卒業生の就職先ベスト3は、日本原子力研究所（現・独立行政法人日本原子力研究開発機構）に44人、東京芝浦電機（現・東芝）に31人、日立製作所に30人となること。 東京電力の23人と関西電力の8人を合わせれば「電力会社」は31人で、就職先の2位に並ぶ。旧科学技術庁の18人と、旧通商産業省の10人を合わせた「中央省庁」は28人で、こちらも上位に入ること。 同学科が官界、産業界の人材供給源であること。 原子カムラでは、原発推進の国策の下で、原子カムラの内部では批判を許さない閉鎖的社會を作り、他方原発を批判する外部の者に対しては、徹底した防御の姿勢を貫いてきたこと。 環境エネルギー研究所の飯田哲也所長が「東大も京大も（略）反対と言えない雰囲気だった」とし、「同窓は先輩、後輩の強いネットワークをもち、名指しで批判しにくい。閉じたコミュニティーにいると内向きな論理になりがち。官僚や電力会社は専門家のプライドを利用し、知らず知らずのうちに『御用学者』にしてしまう」と、産官学が原発推進で「村」化する危険性を指摘していること。
B104	雑誌記事	写	週刊金曜日	H23.4.29	④ 第3準備書面2項関係 東京大学の学内機関・「原子力教育研究イニシアチブ」は、大学院工学研究科を中心とした原子力の

					<p>研究・教育プログラムであること。</p> <p>同機関の教授の多くは、原子力行政という「国策」を、経産省の総合資源エネルギー調査会や原子力委員会などの各諮問・審議機関の委員に加わり、お墨付きを与える役割を果たしていること。</p> <p>2010年までこの「イニシアチブ」に所属していたのが、福島原発事故当時の原子力安全委員会委員長の班目春樹前教授であったこと。</p> <p>その「拠点リーダー」が田中知教授で、同教授は現在も総合資源エネルギー調査会の原子力部会長や総合部会委員、電気事業分科会委員等を歴任し、日本原子力学会の会長も務めていること。</p> <p>同大学院工学系研究科の元教授の近藤駿介は、旧通産省原子力発電技術顧問を務めた後、やはり原子力安全・保安部会長など同調査会で判明しているだけでも7つの部会長、委員を歴任する一方で、04年から原子力委員長となったこと。</p>
					<p>④ ② 第3準備書面6項関係</p> <p>衣笠善博東京工業大学名誉教授は、本件志賀原発をはじめとして、原発立地場所の断層評価に何度も関与し、活断層の存在を隠したり、意図的に過小評価するなど、悪質な行為を繰り返してきたと評されていること。</p>
B105	新聞記事	写	毎日新聞	H24.1.22	<p>④ ① 第3準備書面3項関係</p> <p>原子カムラの学者は「夢のエネルギーを実現したい」というロマンを原動力としていることで、それが「唯我独尊」「失敗を認めたくない」という思考につながり、外部の批判は無視し、内部の異論を排除するようになったこと。</p>
					<p>④ ② 第3準備書面3項関係</p> <p>安齋育郎・立命館大名誉教授は、原子力に希望を持っていたが、原発の安全性を巡って疑問が膨らみ、1972年、日本学術会議で国の原子力政策を批判したのが転機となり、東大助手時代から研究費が</p>

					<p>回されなくなり、研究発表は教授の許可制となったこと。</p> <p>又、大学院生を教えることも禁じられるなど、さまざまな圧力や嫌がらせを受けたこと。</p> <p>86年に立命館大に移るまでの17年間、安齋は助手の地位のままだったこと。</p>
					<p>④ ③ 第3準備書面3項関係</p> <p>日本原子力研究所（現・独立行政法人日本原子力研究開発機構）も、軽水炉の安全性に疑問を呈した研究員が左遷されたり、昇任できないなどの例が相次ぎ、1967年には旧科技庁の指示で、研究発表が許可制になったこと。</p>
B106	新聞記事	写	北陸中日新聞	H23.5.30	<p>④ 第3準備書面3項関係</p> <p>安齋育郎・立命館大名誉教授は、原子力に希望を持っていたが、原発の安全性を巡って疑問が膨らみ、1972年、日本学術会議で国の原子力政策を批判したのが転機となり、東大助手時代から研究費が回されなくなり、研究発表は教授の許可制となったこと。</p> <p>又、大学院生を教えることも禁じられるなど、さまざまな圧力や嫌がらせを受けたこと。</p> <p>86年に立命館大に移るまでの17年間、安齋は助手の地位のままだったこと。</p>
B107	新聞記事	写	毎日新聞	H24.1.22	<p>④ 第3準備書面4項関係</p> <p>11 国立大学の関連研究に対し、06～10年度の5年間に、少なくとも104億8764万円の資金が提供され、ほとんどを占める受託研究（93億6757万円）では高額な文部科学省からの資金提供が目立つこと。</p> <p>原発批判の論客として知られる京大原子炉実験所の小出裕章、今中哲二の両助教には06～10年度、「原子力マネー」の提供はなかったこと。</p>
B108	新聞記事	写	毎日新聞	H24.1.22	<p>④ 第3準備書面4項関係</p> <p>11 国立大学の関連研究に対し、06～10年度の5</p>

						<p>年間に、少なくとも 104 億 8764 万円の資金が提供され、ほとんどを占める受託研究 (93 億 6757 万円) では高額な文部科学省からの資金提供が目立つこと。</p> <p>原発批判の論客として知られる京大原子炉実験所の小出裕章、今中哲二の両助教には 06～10 年度、「原子力マネー」の提供はなかったこと。</p>
B109	新聞記事	写	朝日新聞	H23.12.18	④	<p>第 3 準備書面 4 項関係</p> <p>朝日新聞の調査によると、原子力安全委で原発の安全を審査する審査委員 76 人の半数近い 37 人が、過去 5 年間に、審査される立場の電力事業者とその関連組織に所属していたことがわかっていること。</p> <p>又、同紙の分析では、安全委の審査委員の 24 人が、電力事業者・原子力関係機関の設置組織で原子力に関する助言をするメンバーに就いていたこと。</p>
B110	新聞記事	写	朝日新聞	H23.12.18	④	<p>第 3 準備書面 4 項関係</p> <p>安全委は行政庁をチェックする役割も持つが、過去 5 年間に、経済産業省や文部科学省、国土交通省の委員会に属した審査委員も 23 人いたこと。</p>
B111-1	新聞記事	写	朝日新聞	H24.1.1	④	<p>第 3 準備書面 4 項関係</p> <p>福島第一原発の事故時、安全委の委員と非常勤の審査委員だった 89 人のうち、班目春樹安全委員長を含む 3 割近くの 24 人が 2010 年度までの 5 年間に、原子力関連の企業・業界団体から計約 8500 万円の寄付を受けていたこと。</p> <p>うち 11 人は原発メーカーや、審査対象となる電力会社・核燃料製造会社からも受け取っていたこと。</p> <p>首相が任命する安全委員 5 人の中では、寄付を受けていたのは班目委員長と元京都大原子炉実験所長の代谷誠治委員であり、その他審査委員 84 人の中では 22 人が寄付を受けていたこと。</p>
B111-2	新聞記事	写	朝日新聞	H24.1.1	④	同上
B111-3	新聞記事	写	朝日新聞	H24.1.1	④	同上

B112	新聞記事	写	朝日新聞	H24.6.2	④ 第3準備書面4項関係 朝日新聞の調査によれば「もんじゅ安全性総合評価検討委員会」の委員7人のうち3人が、原子力関連の企業・団体から寄付を受けていたこと。 朝日新聞が、委員の所属大学に情報公開請求し、対象となる過去5年分(2006～10年度)が開示され、委員に直接取材したところ、寄付を受けていたのは宇根崎博信・京都大教授(計180万円)、片岡教授(計450万円)、竹田敏一・福井大付属国際原子力工学研究所長(計980万円)であり、5年間で計1610万円にも及んでいたこと。 寄付をしていたのは、三菱重工業、原子力エンジニアリング、関西原子力懇談会、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、三菱電機の五つの原子力関連企業団体であったこと。
B113	新聞記事	写	北陸中日新聞	H24.1.12	④ 第3準備書面4項関係 保安院や一部報道によれば、ストレステストを扱う専門家会議のメンバー11人のうち、岡本孝司・東京大教授、山口彰・大阪大大学院教授、阿部豊・筑波大教授の3委員が、10年度までの5年間に、三菱重工業、ニュークリア・デベロップメント社などから計4085万円の寄付を受けていたこと。岡本氏は三菱重工業出身で、専門家会議では司会進行役を務めていること。 ニュークリア社は、大飯原発などの主製造会社である三菱重工業の関連会社であること。
B114	新聞記事	写	北陸中日新聞	H24.6.1	④ 第3準備書面4項関係 同上 10年度までの5年間で、原子力委員会の新大綱策定会議でも、田中知・東京大教授と山名元・京都大教授ら3委員が、原発関係企業などから計1800万円超の献金を受領していたこと。 福井県原子力安全専門委員会でも、西本和俊・大阪大教授ら5委員が、関西電力系団体などから計

						1490万円を寄附されていること。
B115	新聞記事	写	北陸中日新聞	H25.1.4	④	<p>第3準備書面4項関係</p> <p>原子力関連の研究に取り組む東京大や東北大、名古屋大など8国立大が、電力会社や原子炉メーカー、核燃料加工会社など電力・原子力業界から2011年度までの5年間に計約17億4400万円の寄付を受け取っていたこと。</p> <p>大学側が受け取った寄付金はほとんどが提供先を指定されており、原子力工学などの研究者に渡り、原子力規制委員会の会合参加者も含まれていた。</p>
B116	「専門家」と「科学者」：科学的知見の限界を前に (科学 Vol82No8、56頁)	写	影浦峽	H24.8	④	<p>第3準備書面5項関係</p> <p>大橋弘忠（東京大学大学院工学研究科教授）は、2005年12月25日、玄海原子力発電所3号機プルサーマル計画に関する佐賀県の公開討論会で、「事故のときどうなるかというのは想定したシナリオに全部依存します。それは全部壊れて全部出て、その全部が環境に放出されるとなればどんな結果でも出せます。でもそれは、大隕石が落ちてきたらどうなるかと、そういう起きもしない確率についてやっているわけですね。皆さんは原子力で事故が起きたら大変だと思っているかも知れませんが、専門家になればなるほど格納容器が壊れるなんて思えないんですね。どういう現象で何があったらどうなるんだと、いやそれは反対派の方はわからないでしょうと、水蒸気爆発が起こるわけではないと専門家はみんな言ってますし僕もそう思うんですけども、じゃあなんで起きないといえるんだと、そんな理屈になっていっちゃうわけです。」と福島原発事故で誤りが明確となった主張を述べていること。</p>
B117	調査・検証報告書 (抄)	写	福島原発事故独立検証委員会	H24.3.11	④	<p>第3準備書面5項関係</p> <p>原子力安全委員会委員長の班目春樹は、福島第一原発が水素爆発を起こす前に、菅首相に水素爆発はないかと問われ、ないと断言していたこと。（報告</p>

						書 79 頁)
B118	証人尋問調書 (浜岡原発訴訟第 1 7 回証人尋問)	写	静岡地方裁 判所	H19.2.16	④	第 3 準備書面 5 項関係 班目氏は、福島第一原発事故の前に浜岡原発訴訟 の第 17 回証人尋問において「非常用ディーゼル 2 個の破断も考えましようと言っていると、設計がで きなくなっちゃうんですよ。つまり何でもかんでも、 可能性があるものを全部組み合わせていったら、も のなんて絶対造れません。だからどっかでは割り切 るんです。」と割り切り型の安全対策を強調してい たこと。
B119	新聞記事	写	朝日新聞	H24.3.15	④	第 3 準備書面 5 項関係 日本原子力学会会長田中知教授は、「シビアアクシ デントの対応が十分でなく放射性物質の大量放出 を防ぐべきなのにできなかった。いくら反省しても しきれないが、だからといって原子力発電がだめだ ということでない。今回の事故と言う特別の問題 と、原子力の安全と言う全体の問題は違う。原子 力は人類が扱える技術だと思う」と主張しているこ と。
B120	新聞記事	写	朝日新聞	H23.12.21	④	第 3 準備書面 5 項関係 山名教授は、大島立命館大教授の「原発は市場経 済の中で成り立たない技術だ」というのに対し「 40 年の実績では確率は 500 分の 1、これだと 10 年 に 1 回福島級の事故が起きることになるが、それ はありえない。日本の原子力でエネルギーは安定 し、みな恩恵を受けてきた」と述べて、原発継続を 訴えていること。
B121	電力会社の「虜」だ った原発耐震指針改 訂の委員たち—国会 事故調の衝撃 (科学 Vol182No.8)	写	石橋克彦	H24.8	④	第 3 準備書面 6 項関係 国会の事故調査委員会の報告書は、電事連が耐震 設計審査指針の改訂を、既存原発への影響回避と訴 訟対策のために最低限にとどめるべく規制当局に 強く働きかけ、当局もこれに協調していたことを明 らかにし、公開の場で指針改訂の審議に当たった者 までが、原発耐震基準の強化のための議論ではな

					<p>く、事業者の利益のための代弁をおこなっていたこと。</p> <p>報告書によれば、電気事業者は耐震設計審査指針改訂では、既設炉を停止させないようにすることと原発反対派からの訴訟へ不利にならないような配慮が必要との認識から、正式の公開審議までに原案作り等を周到に準備していたこと。</p> <p>このような既設炉への影響と訴訟への配慮との事業者の認識は、規制側の安全委事務局、通商産業省(当時)の資源エネルギー庁原子力安全審査課なども同じであったこと。</p> <p>審査対象者の電事連は1998年秋には指針改訂についての中間報告をまとめ、この中間報告はエネ庁から安全委と科学技術庁(安全委の事務を担当していた)に非公式に説明されたこと。</p> <p>その後も、科技庁・エネ庁・財団法人原子力発電技術機構(NUPEC)・電気事業者の四者で継続的に協議が続けられ、この中で電気事業者は、安全委による指針改訂の着手公表は、対外的混乱を避けるために技術的課題の見通しが立ってから慎重におこなうべきだと主張し、科技庁とエネ庁もこれに賛同していたこと。</p> <p>安全委事務局とエネ庁は、NUPEC内に「耐震検討会」を組織し、指針改訂の方向性について学者を交えて非公開の議論をおこなっていたこと。</p> <p>そもそも耐震基準の策定の経過を遡ると、電力会社が、原発を建設する中で、そこで培われた知見を集約する形で、(社)日本電気協会の電気技術基準調査委員会原子力専門委員会が1968年に耐震設計分科会を設置し、電力会社の技術者とともに学者を集めて審議を進め、1970年に「原子力発電所耐震設計技術指針:JEAG4601-1970」を完成させ、1987年には上記JEAG4601の改訂版を作成していた。その改訂が、安全委における新指針の審議を見据え</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>て安全委と同時並行に進められていたこと。</p> <p>「耐震検討会」は1999年度に3回、2000年度に6回開催されたようで、「耐震検討会」の構成員は学識経験者13人、電力会社2人、NUPEC1人の計16人であったが、学識経験者のうち12人は、その後指針改訂の調査審議のため安全委に2001年7月に設けられた耐震指針検討分科会の委員になったこと。</p> <p>報告書によれば、安全委事務局と保安院原子力安全審査課は、分科会の調査審議が公開のもとに開始されてからも非公開の会議（原子力安全協会の「耐震設計高度化調査専門委員会」等）を利用し、学者との意見調整を続けたこと。</p>
				③	<p>② 第3準備書面6項関係</p> <p>耐震設計審査指針の見直しを検討していた06年8月22日の分科会第47回会合では、新指針の案に対する公募意見に関する審議が行われていたが、この際に原子カムラの学者ではない石橋教授は、公募意見を踏まえて、いくつもの修正案を提出したものの、「議論を蒸し返さない」とほとんどが否定され、第47回会合（06年8月22日）では、石橋教授の名誉を毀損するような発言や、石橋教授の発言中に延々と誤った自説を述べる委員などがあったが、終わったとき原発推進学者の衣笠委員は「なんでこんな男を分科会の委員にしたんだ！」と怒鳴ったこと。</p>
				③	<p>③ 第3準備書面6項関係</p> <p>新指針で、「震源を特定せず策定する地震動」が規定されたことに関して、石橋教授は、第17回分科会(05年4月22日)で、活断層が認められなくても（あるいは非常に短い活断層しかなくても）M7.3程度までの大地震が起りうるのだから、「震源を特定せず策定する地震動」は日本全国どこでも「最近の M6.8～7.3 程度の内陸地震の震源域近傍の観</p>

					測記録に基づき、敷地の地盤特性に応じた地震動として設定する」というのが良いと主張したが、この修正案に対する反論はおかしなもので、たとえば原子カムラ関係者と思われる入倉委員は第 46 回分科会(06年8月8日)で、既往最大で設計すべきと明記してしまうと電力会社による活断層調査そのものに対する熱意がなくなることを1番恐れると主張したこと。
					③ ④ 第3準備書面6項関係 電事連資料に附合するように強震動研究の大御所である入倉委員の前記の通りの不可思議な主張があり、「震源を特定せず策定する地震動」については電事連の希望が完全に通ってしまったこと。 「震源を特定せず策定する地震動」では、電力会社側の日本電気協会が示した加藤ほか(2004)では、M7級地震の強い地震動記録をすべて「活断層と関連付けられる」として対策から排除し、M6.6までの地震の揺れしか用いていないのであり、その結果、最大加速度は電事連資料にあるように450Galで、旧指針のM6.5による375Galから大して増えず、電気事業者の思惑通り、既設炉を停止することもなく、かつ訴訟へも影響を与えなかったこと。
B122	新聞記事	写	毎日新聞	H18.4.20	④ 第3準備書面6項関係 分科会の委員である青山博之東大名誉教授は、「耐震検討会」の主査を務めていたとされること。
B123	新聞記事	写	北陸中日新聞	H24.10.24	③ 第3準備書面6項関係 2012年10月23日に原子力規制委員会の島崎邦彦委員長代理(地震担当)は、原発の耐震設計審査指針で考慮する活断層について、地下にかかる力の加わり方(応力場)が40万年以降同じであるから、現在の指針の「後期更新世(13万~12万年前)」より古い40万年前までさかのぼることを検討することを表明し、現に同年12月7日の原子力規制委員会の検討会では、耐震指針に中期更新世以降(約

						40 万年前以降) の地質等を含め検討する規定を追加することが提案されたこと。
B124	新聞記事	写	毎日新聞	H24.10.24	③	同上
B125	(骨子素案) 発電用 軽水型原子炉施設の 地震及び津波に関わ る新安全設計基準< 前回からの修正版>	写	原子力規制 委員会	H24.12.7	③	第3準備書面6項関係 2012年12月7日の原子力規制委員会の検討会では、耐震指針に中期更新世以降(約40万年前以降)の地質等を含め検討する規定を追加することが提案されたこと。
B126	基準地震動を考える (1)および2007年新 潟県中越沖地震(科 学 Vol77No.9)	写	石橋克彦	H19.9	④	第3準備書面6項関係 分科会第35回(06年1月17日)では衣笠委員が、『JEAG4601 改正案及び電気協会原子力企画委員会耐震設計分科会委員名簿』を参考資料第3号として分科会で配布し、JEAG4601 は中立性・公平性・公開性が確保されており、分科会における指針改訂に合わせて改訂版の準備が進んでいるので、「原子力発電所の地質・地盤に関する安全審査の手引き」の改訂はそちらに任せれば良いと述べていたこと。 これに対して、電気協会の耐震設計分科会長を務める柴田委員が気色ばんで、参考資料の配布は不適切だとして破棄を強く要求するという一幕があったこと(分科会第35回速記録 pp.45~53)。
B127	第35回原子力安全 基準・指針専門部会 耐震指針検討部会速 記録(抄)	写	原子力安全 委員会	H18.1	④	同上
B128	電気協会原子力企画 委員会耐震設計分科 会委員名簿	写	原子力規格 委員会	H17.3.22	④	第3準備書面6項関係 分科会第35回(06年1月17日)で、『JEAG4601 改正案及び電気協会原子力企画委員会耐震設計分科会委員名簿』が参考資料第3号として分科会で配布されたこと。 電気協会原子力規格委員会耐震設計分科会委員名簿には、柴田委員、衣笠委員の学者の他に電気事業者や原発関連事業者らの委員が記載され、電力会

						社の意向を反映した分科会であること。
B129	第 17 回原子力安全 基準・指針専門部会 耐震指針検討部会速 記録 (抄)	写	原子力安全 委員会	H17.4	③	第 3 準備書面 6 項関係 石橋教授は、第 17 回分科会(05 年 4 月 22 日)で、 活断層が認められなくても (あるいは非常に短い活 断層しかなくても)M7.3 程度までの大地震が起こり うるのだから、「震源を特定せず策定する地震動」 は日本全国どこでも「最近の M6.8~7.3 程度の内陸 地震の震源域近傍の観測記録に基づき、敷地の地盤 特性に応じた地震動として設定する」というのがよ いと主張していたこと。
B130	第 46 回原子力安全 基準・指針専門部会 耐震指針検討部会速 記録 (抄)	写	原子力安全 委員会	H18.8	③	第 3 準備書面 6 項関係 入倉委員は第 46 回分科会(06 年 8 月 8 日)で、既 往最大で設計すべきと明記してしまうと電力会社 による活断層調査そのものに対する熱意がなくな ることを 1 番恐れると主張したこと。
B131	新聞記事	写	毎日新聞	H24.2.12	④	第 3 準備書面 6 項関係 日本原子力学会が 2012 年 1 月に議決した使用済 み核燃料などの輸送容器に関する検査基準 (学会標 準) が、容器設計・製造会社「オー・シー・エル」 (東京都) と、同社から多額の寄付を受ける有富正 憲・東京工業大教授が主導する形で審議され、国の 規制より緩い内容にまとめられていたこと。 有富氏は 06~10 年度、オー・シー・エル社から 1485 万円の奨学金寄付を受けていること。 分科会に参加するもう一人の研究者 (東工大准教 授) も 10 年度、才社から 100 万円の奨学金寄付を 受けていたこと。
B132	原発と地震－柏崎刈 羽「震度 7」の警告 (抄)	写	新潟日報社 特別取材班	H21.1.30	③	① 第 3 準備書面 3 項関係 1977 年当時、東京大学地震研究所助教授だった 松田時彦は、国内で活断層研究の最先端を走ってい た活断層研究の権威で、審査メンバーの一人として 原子力安全委員会の原子炉専門審査会の耐震安全 性を審議する分科会で、柏崎刈羽原発 1 号機の安全 審査を担当していたが、松田は、「研究で得られた

				<p>知識を必要としてくれる人に知らせるのが研究者の役目」との立場から、審査会に参加し、審査会で、柏崎刈羽原発の東北方面の長岡平野西側の丘陵沿いを南北に走る活断層「気比ノ宮断層」と、この断層北方に並ぶ断層群と気比ノ宮断層が一体である可能性があり、同時に動けば、マグニチュード8規模の地震を引き起こすおそれがあると主張したが、審査会では調査はおろか、議論も尽くされなされず、そのために松田は「途中で嫌気が差したから、辞めさせてくれと言ったんです」として、1977年5月の分科会で辞意を示したこと。</p> <p>結局1号機の安全審査書では、気比ノ宮断層で起きる可能性があるM6.9の地震を考慮することが妥当と結論づけられ、3ヶ月後の8月、炉安審は「柏崎刈羽原発の安全性は確保されている」との報告書をまとめたこと。</p> <p>原子カムラが原発建設に反対する異説を排除してきた事実の1例。</p>
				<p>④ ② 第3準備書面7項関係</p> <p>本書証において以下の指摘がなされていること。</p> <p>i 「出来レース」「追試」重ね却下ゼロ 原子力基本法(55年公布)によって日本の原子力利用の歴史が始まってから既に半世紀余り。実は、原発の設置許可申請が国の安全審査で却下されたことは一度もない。不合格にされる前に、電力会社が「追試」を繰り返し受けていたからだ。」</p> <p>ii 「行政通じ把握」 「電力会社の申請は審査委員に『駄目』とは言わせないために、何度も補正を出し直すので、最後には『妥当』となる」</p> <p>申請書類に問題があり、審査委員の一人が「申請をいったん却下し、出し直させるべきだ」と指摘したことがあったが、事務局の役人は「いや、それはあうんの呼吸でやる」とやんわり断ったというの</p>

					<p>だ。</p> <p>次回の審議。前回示された問題点をクリアする内容の追加補正書類が電力会社側から“自主的”に提出されてきた。</p> <p>「電力会社は本来、われわれの議論を聞いていないはずだ。でも実際は行政庁を通して把握し、『却下』と言われる前に修正版を出してくる」</p> <p>「ノー」を事実上、封印した安全審査で、岩盤が他原発に比べて軟弱といわれた柏崎刈羽原発も、マグニチュード8規模が想定される東海地震の震源域にある中部電力浜岡原発も合格してきたことになる。</p> <p>そもそも、審査に参加した専門家は原発の立地点を本当に適当だと思っていたのか。垣見は正面からは答えず、「本音を言えば、適地を選べるなら選ばせてもらいたい」と、立地候補地決定後にしか審査できない歯がゆさをにじませた。」</p> <p>iii 「ただの視察</p> <p>審査委員が立地候補地域を訪れ、地盤や断層などを自らの目でチェックする現地調査」も不十分だった。</p> <p>柏崎刈羽原発を審査した元日本地震学会会長の大竹政和は「現地調査では見たいものはたくさんあったが大抵一、二日だけ。少なくとも倍の日程は欲しかった」と漏らす。さらに地質の専門家は「案内された場所を歩いただけ。ただの視察だ」と吐き捨てた。</p> <p>却下ゼロの実態から「出来レース」にも見える安全審査。その過程では、電力会社とのなれ合いも生じていた。」</p> <p>iv 「「けじめ欠落」電力会社委員に事前接触</p> <p>80年代。国の安全審査委員を務めていた大竹政和は地震・地盤調査で、ある原発の建設予定地を訪れた際、目の前の光景に不快感を募らせた。</p> <p>座敷にはお膳が並び、上座では三味線に合わせ、</p>
--	--	--	--	--	---

					<p>たいこ持ちが踊る。着物姿の女性がお酌をして回っていた。調査を終えて戻った宿泊先で、電力会社による接待攻勢が待っていたのだ。</p> <p>元日本地震学会会長の大竹が審査委員になったのは 81 年。新米の大竹にとって、電力会社がもてなす宴会に先輩委員らが平然と出席していること自体が緊張感のなさ映った。審査メンバーと電力会社との間のけじめ意識の欠落は、安全審査の前から見受けられた。</p> <p>v 協力者が審議</p> <p>「相手が私を先生と呼ぶのは、私が審査に携わっているのを知っているからだ」伊藤は事前調査に参加した原発の申請を、自ら国側の委員として審査したこともあったと明かす。</p> <p>電力会社が審査前から審査関係者にアプローチする例はこれだけではない。</p> <p>83 年から審査にかかわり、県の「原発の安全管理に関する技術委員会」委員も務める東京工業大学教授衣笠善博は、電力会社から国へ提出する前の申請書類を見せられたことがあるという。だが「学術的興味で書類を見たが、助言はしていない」と釈明する。</p> <p>電力中央研究所に至っては露骨だ。柏崎刈羽原発設置許可申請書には「協力者」として電中研が登場する。申請段階で東電の調査にかかわりながら、実際の審査の場にも職員延べ 7 人を送り出していた。</p> <p>こうした事前接触には、審査関係者からも疑問の声が上がる。柏崎刈羽原発で 5 基の審査を担当した前原子力委員会委員長の藤家洋一は「避けるべきだ」と指摘。大竹も「良くないこと。世間がどう見るかを考えた方がいい」と批判した。」</p>
B133	福島原発告訴団 WEB ページ	写	福島原発告訴団	H24.11.15	④ 第 3 準備書面 7 項関係 福島第一原発事故に関して福島県の住民らを中心として全国各地の市民らが、福島地方検察庁に対

					し東京電力・経済産業省・原子力安全委員会の関係者らを業務上過失致死傷罪等により刑事告訴した際、原子力安全委員会委員ではないにもかかわらず唯一専門委員として告訴されたのが衣笠であったこと。
B134	平成 24 年度科学技術白書	写	文部科学省	H24.6	④ 第3準備書面8項関係 <p>国民への意識調査では、科学者を「信頼できる」と考える人が、3.11 大事故前の 76～85%から震災後は 65%に大きく下がっていること。</p> <p>科学技術の研究開発の方向性は、大事故前は専門家が決めるのが良いが 59,1%であったが、事故後は 19,5%と激減していること。</p> <p>大事故前と比べて科学技術に対する不安が高まった分野の第1は、原子力発電の安全性で 68,0%に達していること。</p> <p>反対に、専門家の立場で、国民からの信頼度についての調査で「信頼している」又は「どちらかといえば信頼している」と答えた人は 44%で、「信頼していない」又は「どちらかといえば信頼していない」の人が 39%であったこと。</p>
B135	信頼に値する専門知システムはいかにして可能かー「専門知の民主化／民主制の専門化」という回路(科学 2011.8Vol81No. 9、896 頁)	写	平川秀幸	H23.9	④ 第3準備書面8項関係 <p>BSE 問題を発端とした信頼の危機への対応としてイギリス政府は、科学的助言を使用する指針を定め、この指針の最新版「政策策定における、科学的・技術的助言の使用に関する政府首席科学顧問が定める指針」ではいくつかの原則が定められており、この中には以下の内容が含まれていること。</p> <p>「幅広いソースからの専門的助言に依拠する。不確実性が存在する場合は特に。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の性質に適合し、専門家間の意見の多様性をバランスよく反映した、十分に幅広い助言者を選定する。 ・ 関係者は助言を提示する専門家の責任と、助言に基づいて政策決定を行なう各省の責任との間

						<p>の区別を尊重する。</p> <ul style="list-style-type: none">・証拠が抱える様々なレベルの不確実性は評価・伝達・管理されるべきであり、各省は不確実性を無視した結論を出すよう専門家に圧力をかけてはならない。」
--	--	--	--	--	--	---